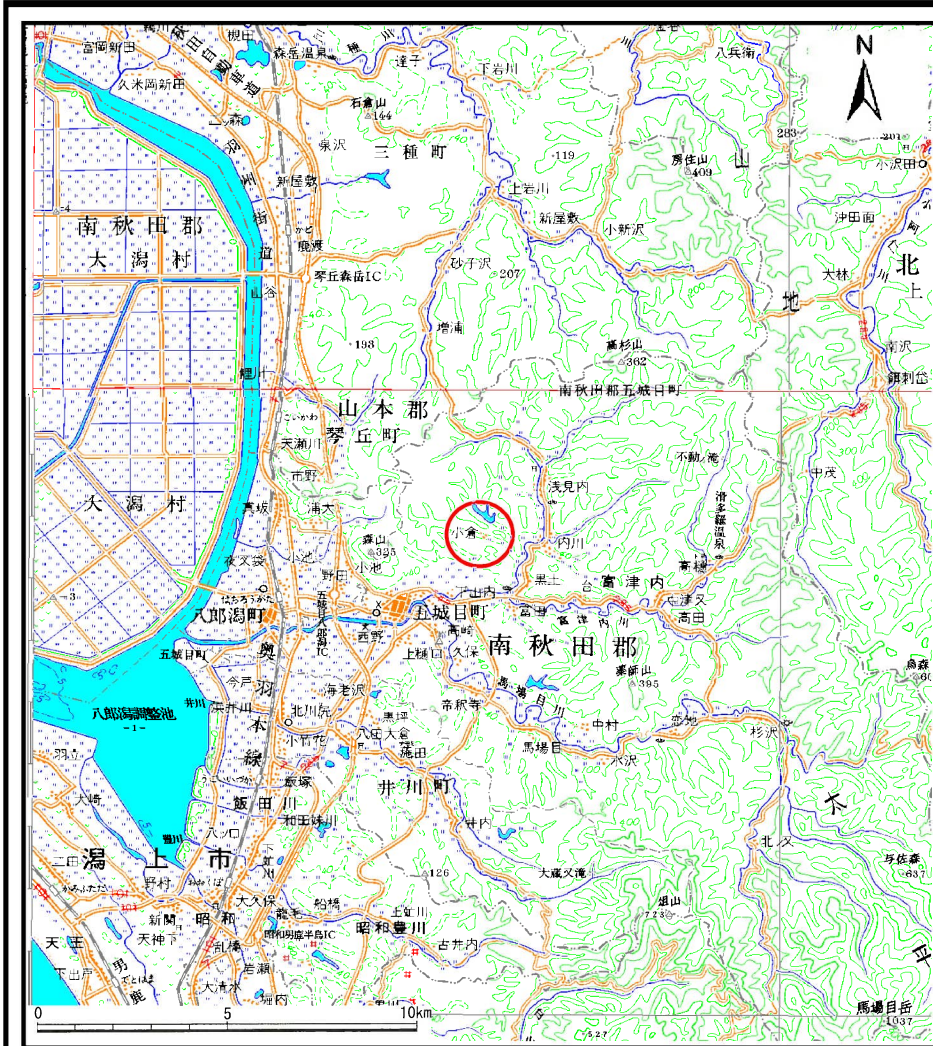
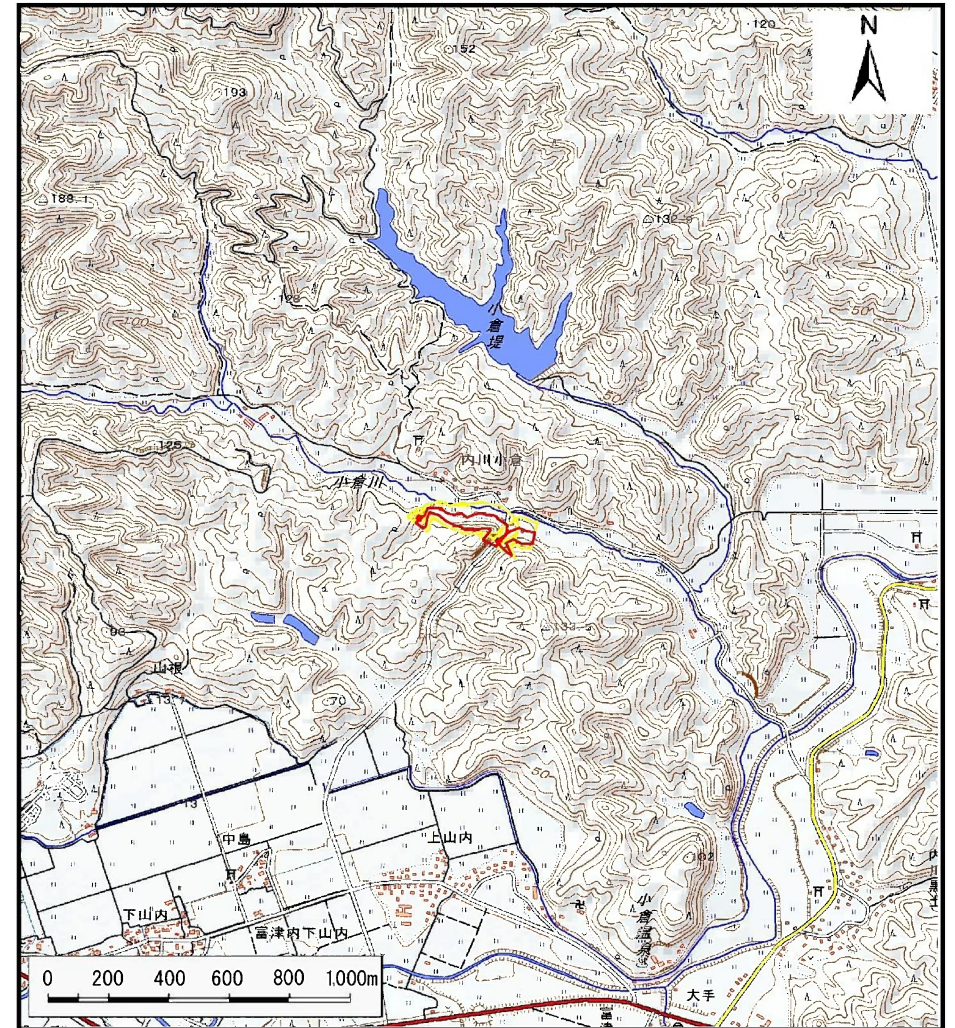


# 土砂災害警戒区域等の指定の公示に係る図書(その1)



(1/200,000)



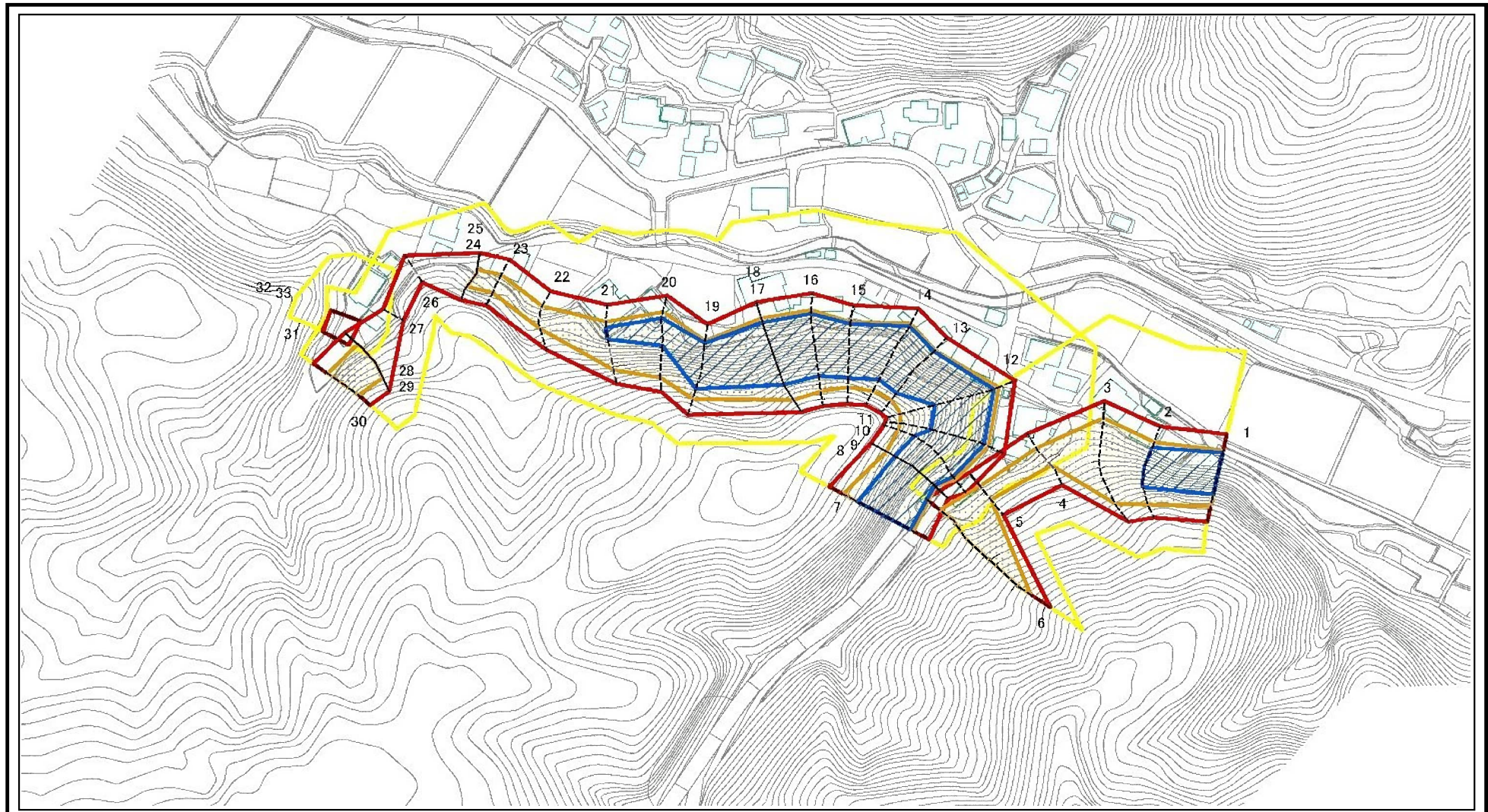
(1/25,000)

様式-1 (急)  
土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域  
位置図

自然現象の種類	急傾斜地の崩壊
箇所番号	I-554
箇所名	小倉
所在地	秋田県南秋田郡五城目町内川小倉字屋布沢、樋ノ口、十二ノ前及び五百刈

この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図25000及び電子地形図20万を複製したものである。(承認番号 平28情複、第805号)

## 土砂災害警戒区域等の指定の公示に係る図書(その2)



0 25 50 100  
m

図中の数字は横断測線番号を示す

様式-2(急)

土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域  
区域図(その1)

土砂災害防止法施行令第二条の基準に該当する区域		
土砂災害防止法 施行令第三条の 基準に該当する 区域	土石等の(移動)高さが1m以下の場合、 土石等の移動による力が100kN/mを超える区域	
	土石等の堆積の高さが3mを超える区域	
	それ以外の区域	

N  
縮尺  
1:2,500

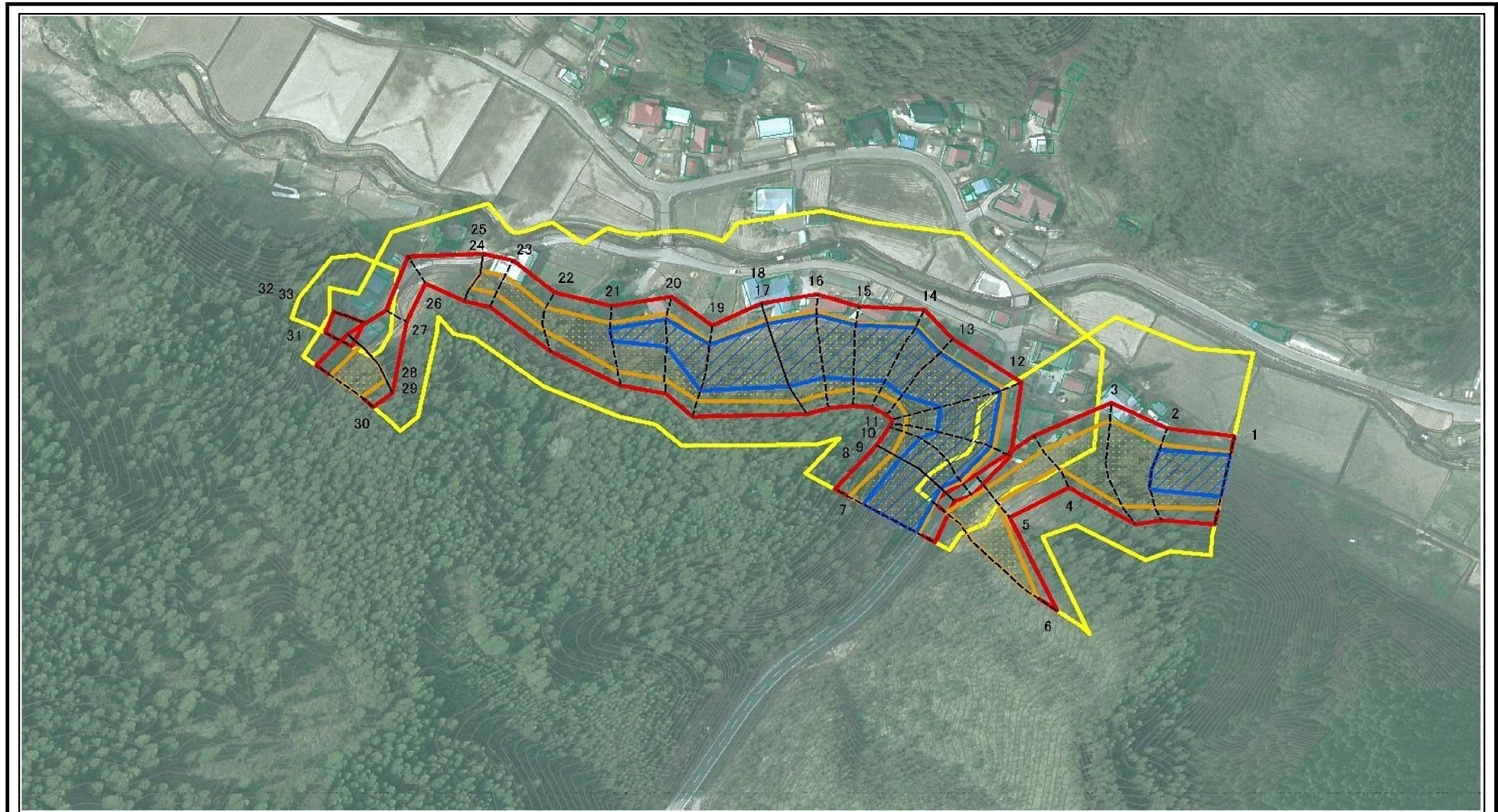
自然現象  
の種類  
告示番号  
告示年月日

急傾斜地の崩壊  
第145号  
平成29年3月21日

箇所番号  
箇所名  
所在地

I-554  
小倉  
秋田県南秋田郡五城目町内川小倉  
字屋布沢、樋ノ口、十二ノ前及び五百刈

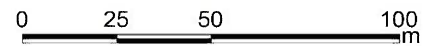
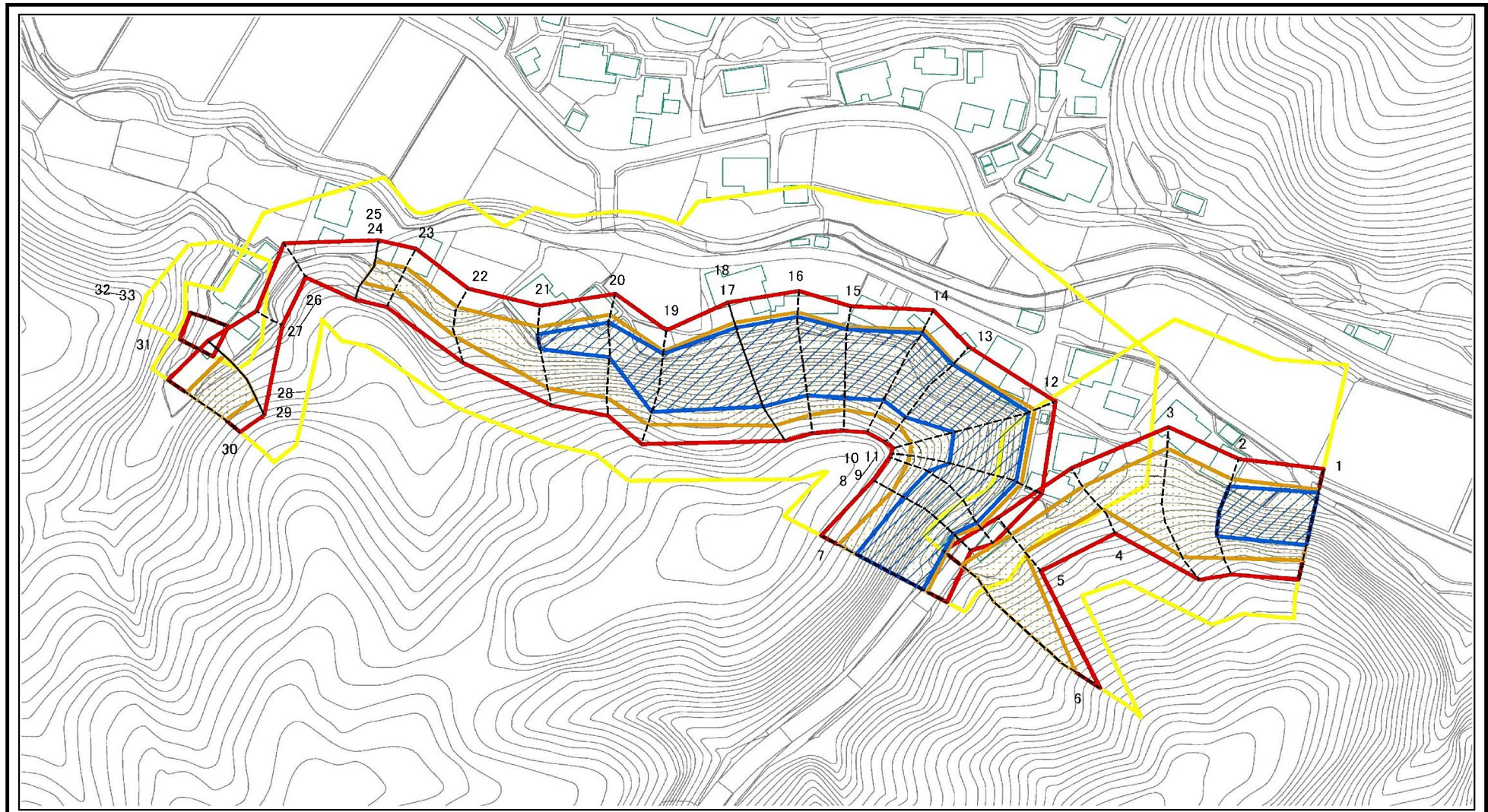
## 土砂災害警戒区域等の指定の公示に係る図書(その2)



図中の数字は横断測線番号を示す

様式-2(急) 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域 区域図(その1)	土砂災害防止法施行令第二条の基準に該当する区域		N  縮尺 1:2,500	自然現象の種類	急傾斜地の崩壊	箇所番号	I-554
	土砂災害防止法施行令第三条の基準に該当する区域			告示番号	第145号	箇所名	小倉
	土砂等の(移動)高さが1m以下の場合、土砂等の移動による力が100kN/mを超える区域			告示年月日	平成29年3月21日	所在地	秋田県南秋田郡五城目町内川小倉 字屋布沢、樋ノ口、十二ノ前及び五百刈
	土砂等の堆積の高さが3mを超える区域						
	それ以外の区域						

# 土砂災害警戒区域等の指定の公示に係る図書(その2-1)



図中の数字は横断測線番号を示す

様式-2-1(急)

土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域  
区域図(その2)

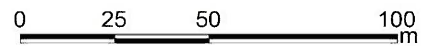
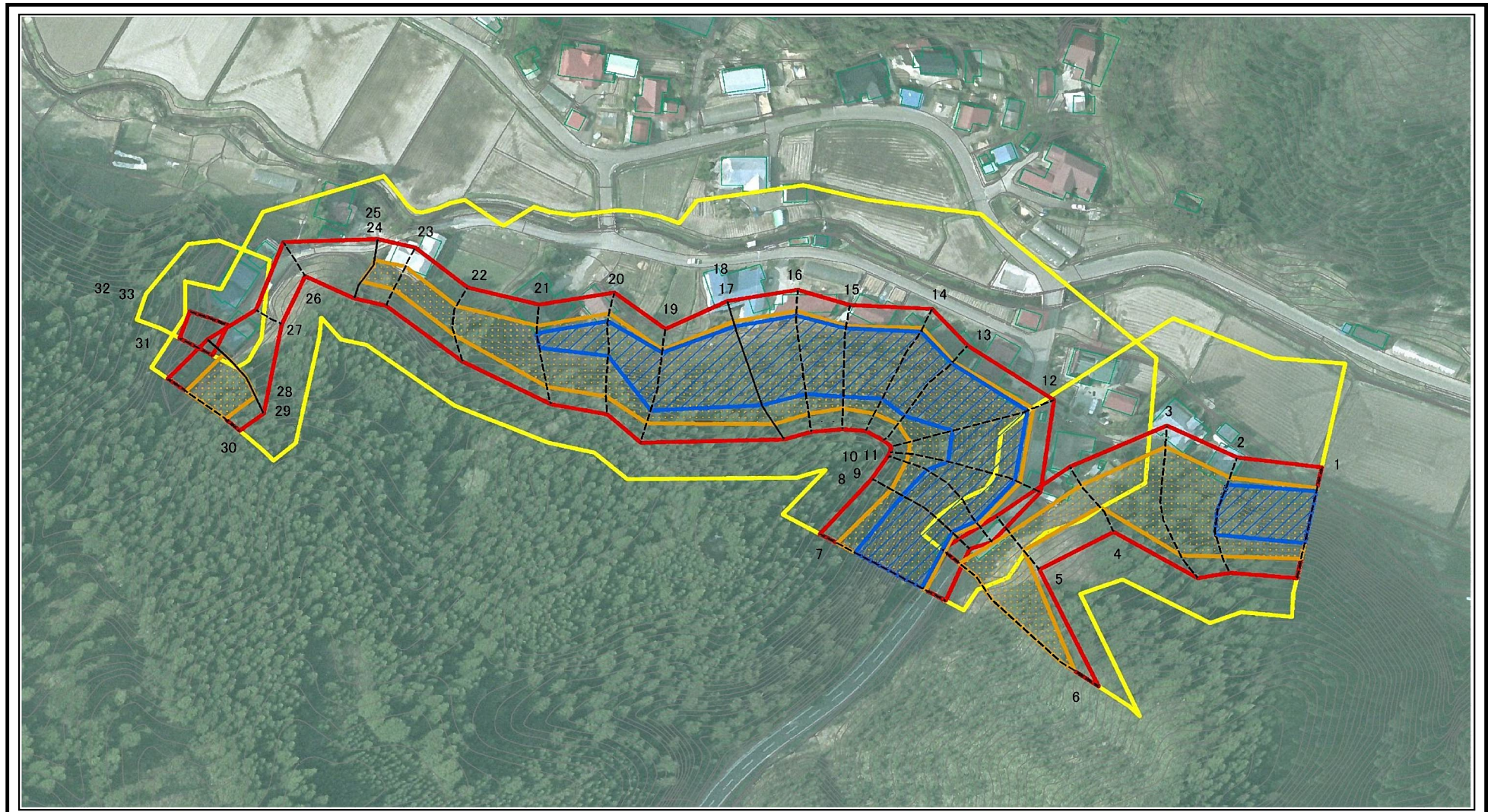
土砂災害防止法施行令第二条の基準に該当する区域		
土砂災害防止法 施行令第三条の 基準に該当する 区域	土石等の(移動)高さが1m以下の場合、 土石等の移動による力が100kN/mを超える区域	
	土石等の堆積の高さが3mを超える区域	
	それ以外の区域	

N  
縮尺  
1:2,000

自然現象の種類	急傾斜地の崩壊
告示番号	第145号
告示年月日	平成29年3月21日

箇所番号	I-554
箇所名	小倉
所在地	秋田県南秋田郡五城目町内川小倉 字屋布沢、樋ノ口、十二ノ前及び五百刈

# 土砂災害警戒区域等の指定の公示に係る図書(その2-1)



図中の数字は横断測線番号を示す

様式-2-1(急)

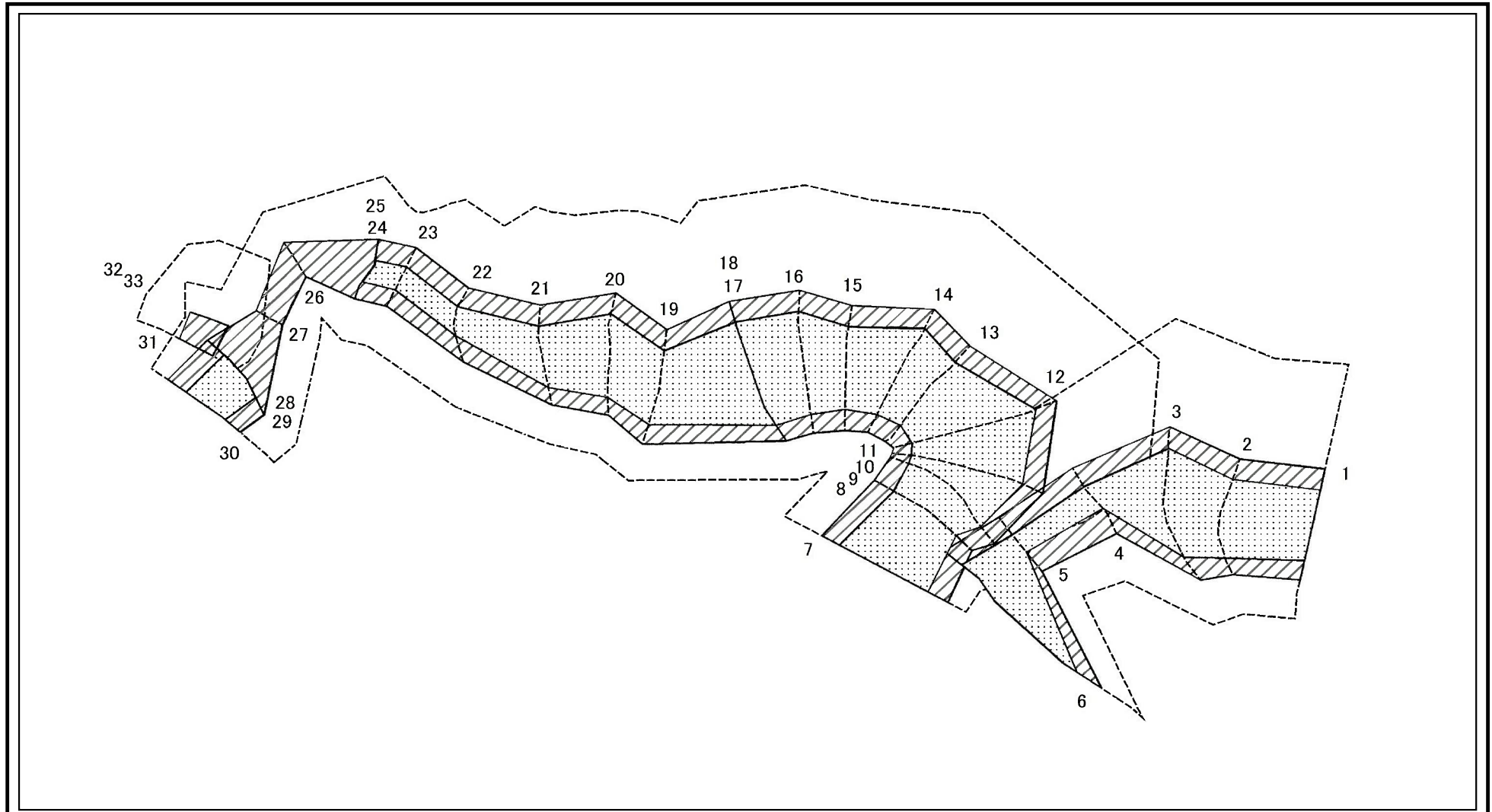
土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域  
区域図(その2)

土砂災害防止法施行令第二条の基準に該当する区域		
土砂災害防止法 施行令第三条の 基準に該当する 区域	土石等の(移動)高さが1m以下の場合、 土石等の移動による力が100kN/mを超える区域	
	土石等の堆積の高さが3mを超える区域	
	それ以外の区域	

N  
縮尺  
1:2,000

自然現象 の種類	急傾斜地の崩壊	箇所番号	I-554
告示番号	第145号	箇所名	小倉
告示年月日	平成29年3月21日	所在地	秋田県南秋田郡五城目町内川小倉 字屋布沢、樋ノ口、十二ノ前及び五百刈

# 土砂災害警戒区域等の指定の公示に係る図書(その2-2)



0 25 50 100 m

図中の数字は横断測線番号を示す

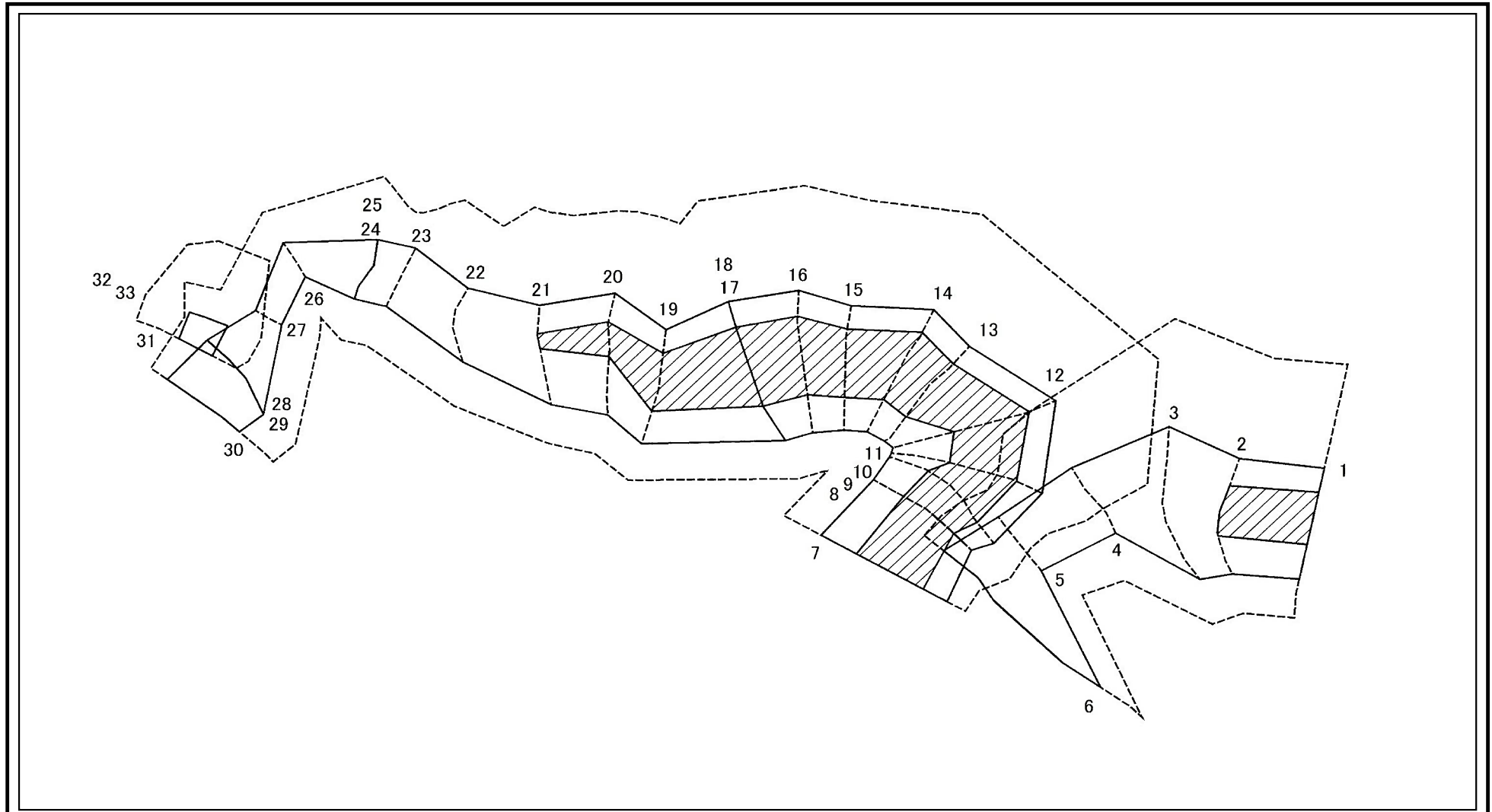
様式-2-2(急)  
土砂災害特別警戒区域の区域区分図  
(急傾斜地の崩壊に伴う土石等の移動により  
建築物の地上部に作用すると想定される力)

土砂災害防止法施行令第二条の基準に該当する区域		
土砂災害防止法 施工令第三条の 基準に該当する 区域	土石等の(移動)高さが1m以下の場合、 土石等の移動による力が100kN/mを超える区域	
それ以外の区域		

縮尺	N
	1:2,000

自然現象の種類	急傾斜地の崩壊	箇所番号	I-554
告示番号	第145号	箇所名	小倉
告示年月日	平成29年3月21日	所在地	秋田県南秋田郡五城目町内川小倉 字屋布沢、樋ノ口、十二ノ前及び五百刈

# 土砂災害警戒区域等の指定の公示に係る図書(その2-3)



0 25 50 100 m

図中の数字は横断測線番号を示す

様式-2-3(急)  
土砂災害特別警戒区域の区域区分図  
(急傾斜地の崩壊に伴う土石等の堆積により  
建築物の地上部に作用すると想定される力)

土砂災害防止法施行令第二条の基準に該当する区域	
土砂災害防止法 施工令第三条の 基準に該当する 区域	
それ以外の区域	

N  
縮尺  
1:2,000

自然現象  
の種類  
告示番号  
告示年月日

急傾斜地の崩壊  
第145号  
平成29年3月21日

箇所番号  
箇所名  
所在地

I-554  
小倉  
秋田県南秋田郡五城目町内川小倉  
字屋布沢、樋ノ口、十二ノ前及び五百刈

# 土砂災害警戒区域等の指定の公示に係る図書(その3)(案)

横断測線の区間	土石等の移動により建築物の地上部に作用すると想定される力				土石等の堆積により建築物の地上部に作用すると想定される力				横断測線の区間	土石等の移動により建築物の地上部に作用すると想定される力				土石等の堆積により建築物の地上部に作用すると想定される力			
	土石等の(移動)高さが1m以下の場合、土石等の移動による力が100kN/m <sup>2</sup> を超える区域		それ以外の区域		土石等の堆積の高さが3mを超える区域		それ以外の区域			土石等の(移動)高さが1m以下の場合、土石等の移動による力が100kN/m <sup>2</sup> を超える区域		それ以外の区域		土石等の堆積の高さが3mを超える区域		それ以外の区域	
	力の大きさのうち最大のもの(kN/m <sup>2</sup> )	土石等の高さ(m)	力の大きさのうち最大のもの(kN/m <sup>2</sup> )	土石等の高さ(m)	力の大きさのうち最大のもの(kN/m <sup>2</sup> )	土石等の高さ(m)	力の大きさのうち最大のもの(kN/m <sup>2</sup> )	土石等の高さ(m)		力の大きさのうち最大のもの(kN/m <sup>2</sup> )	土石等の高さ(m)	力の大きさのうち最大のもの(kN/m <sup>2</sup> )	土石等の高さ(m)	力の大きさのうち最大のもの(kN/m <sup>2</sup> )	土石等の高さ(m)	力の大きさのうち最大のもの(kN/m <sup>2</sup> )	土石等の高さ(m)
1 ~ 2	158.45	1.00	100.00	1.00	21.86	4.32	15.16	3.00	27 ~ 28	-	-	100.00	1.00	-	-	14.00	2.77
2 ~ 3	158.45	1.00	100.00	1.00	-	-	15.16	3.00	28 ~ 29								
3 ~ 4	140.64	1.00	100.00	1.00	-	-	14.65	2.90	29 ~ 30	145.04	1.00	100.00	1.00	-	-	14.15	2.80
4 ~ 5	119.03	1.00	100.00	1.00	-	-	11.31	2.24	30 ~ 31	-	-	-	-	-	-	-	-
5 ~ 6	142.62	1.00	100.00	1.00	-	-	15.16	3.00	31 ~ 32	-	-	96.91	1.00	-	-	11.10	2.20
6 ~ 7	-	-	-	-	-	-	-	-	32 ~ 33								
7 ~ 8	159.04	1.00	100.00	1.00	22.57	4.47	15.16	3.00	33 ~ 34	-	-	-	-	-	-	-	-
8 ~ 9									~								
9 ~ 10	160.20	1.00	100.00	1.00	22.57	4.47	15.16	3.00	~								
10 ~ 11	163.14	1.00	100.00	1.00	20.99	4.15	15.16	3.00	~								
11 ~ 12	164.66	1.00	100.00	1.00	20.48	4.05	15.16	3.00	~								
12 ~ 13	164.66	1.00	100.00	1.00	22.83	4.52	15.16	3.00	~								
13 ~ 14	156.73	1.00	100.00	1.00	22.83	4.52	15.16	3.00	~								
14 ~ 15	156.73	1.00	100.00	1.00	22.58	4.47	15.16	3.00	~								
15 ~ 16	160.60	1.00	100.00	1.00	22.58	4.47	15.16	3.00	~								
16 ~ 17	162.86	1.00	100.00	1.00	21.17	4.19	15.16	3.00	~								
17 ~ 18									~								
18 ~ 19	162.86	1.00	100.00	1.00	22.31	4.41	15.16	3.00	~								
19 ~ 20	159.18	1.00	100.00	1.00	22.31	4.41	15.16	3.00	~								
20 ~ 21	159.18	1.00	100.00	1.00	17.27	3.42	15.16	3.00	~								
21 ~ 22	152.50	1.00	100.00	1.00	-	-	15.16	3.00	~								
22 ~ 23	127.94	1.00	100.00	1.00	-	-	12.55	2.48	~								
23 ~ 24	127.94	1.00	100.00	1.00	-	-	12.55	2.48	~								
24 ~ 25									~								
25 ~ 26	-	-	100.00	1.00	-	-	12.35	2.44	~								
26 ~ 27	-	-	99.40	1.00	-	-	11.03	2.18	~								

様式-3(急) 建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項	自然現象の種類	急傾斜地の崩壊	箇所番号	I-554
	告示番号	第145号	箇所名	小倉
	告示年月日	平成29年3月21日	所在地	秋田県南秋田郡五城目町内川小倉 字屋布沢、樋ノ口、十二ノ前及び五百刈